

5. 富来及び志賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(富来都市計画区域マスタープラン、志賀都市計画区域マスタープラン)

本方針は、富来都市計画区域及び志賀都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
富来都市計画区域	志賀町	行政区域の一部	3,984ha
志賀都市計画区域			6,412ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域は、住民や企業、NPO、行政等の多様な主体の協働によるまちづくりを推進することにより、安心して住み続けられる魅力的で、笑顔があふれるまちづくりを目指すため、まちづくりの基本テーマを「住民がまとまり、住民の絆によって築かれる笑顔あふれる能登ふれあいの郷づくり」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 安全・安心に暮らせる集約型のまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、空き家などの既存ストックを活かし、快適で安心して住み続けられる集約型のまちづくりを推進するとともに、のと里山海道、一般国道 249 号などの幹線道路による交通ネットワークを強化し、都市間の広域連携や地域間の連携、災害時におけるネットワークの形成を推進する。

② 地域産業を活かした活気あふれるまちづくり

里山里海に代表される豊かな自然環境や海岸線の自然景観を活かした観光産業の振興、魅力ある商店街の形成などにより、地域産業の活性化と人々が交流できる場の創出を図る。

③ 郷土の自然と人々の営みが調和したまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」や歴史的資源などの地域資源の保全・継承・活用を図るとともに、多様な主体の連携・協働により、人々との交流を深めることで、地域コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、地域への愛着が育つまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

中心市街地を都市拠点とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、七尾方面、羽咋方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 居住ゾーン

中心市街地における都市基盤の整備をはじめ、居住や日常生活に必要な都市機能の集積により、快適な都市環境を創出するとともに、建築物や屋外広告物の規制・誘導などにより、良好な町並みの形成を図る。

b 工業ゾーン

能登中核工業団地や堀松工場団地については、今後も工業専用地として育成を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺で一団の農地が存在している地域を農業ゾーンとして位置づけ、優良農地の保全や田園景観の維持に努めるとともに、集落の適正な土地利用の誘導を図る。

③ 自然保全ゾーン

緑豊かな山林を適切に管理するとともに、山林と農村集落が調和した里山環境の保全を図る。

能登半島国定公園に指定される能登金剛などの地域資源の保全に努めるとともに、漁業・漁場と集落地が調和した里海の環境保全・活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域では、過去 10 年間に世帯数が減少するなど都市の成長性が低く、今後の人口や産業活動に著しい拡大は予測されないため、無秩序な開発が進行する可能性は少ない。

また、市街地内に低密度利用地が存在しているため、世帯分離等による宅地需要は、立地適正化計画などを活用し、集約型のまちづくりを目指す。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

主要地方道道富来中島線((都)地頭町線)沿道及び一般国道249号((都)甘田直海線)沿道の商業施設が集積している地域は、景観に配慮した魅力ある商業空間の形成の推進により、商店街の活性化を図る。

イ) 一般商業地

商業・業務施設が立地する一般国道249号沿道は、中心商業業務地とのにぎわいの連続性に配慮するとともに、景観に配慮した沿道型の商業・業務地の形成を図る。

(工業地)

能登中核工業団地や堀松工場団地を工業専用地として位置づけ、積極的な企業誘致と併せ、施設の整備・充実を図り、工業の活性化や就業の場の創出を図る。

(住宅地)

市街地の住宅地については、商業・業務機能との近接性を活かした利便性の高い住宅地として、バリアフリーに配慮した施設整備や高齢者などにやさしい住環境の形成を推進する。また、空き家・空き地等の低未利用地については、若年層の定住人口の確保と人口流出の防止に向けた宅地化を図るなど、有効利用を促進する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

住民が地域社会の中で快適に暮らせるように、既存ストックを活かした住宅の整備や移住・定住の増加に向けた住宅の確保を進めるとともに、地域主体のまちづくり活動の活性化により魅力的な生活環境を創出する。

密集住宅地では、狭あい道路の解消や公園などの整備とともに、建物の不燃化や耐震化を進め、防災性の強化を推進する。

イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内の河川空間・寺社林は、市街地を彩る緑地として保全・活用するとともに、日本海に臨む美しい海辺環境についても維持保全を図る。

ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の優良農地は、農業生産基盤として維持・保全を図るとともに、既存の集落は、居住環境の改善・充実を目指した集落整備を推進し、周囲の田園景観と調和した集落環境の充実を図る。

エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

能登金剛と呼ばれる海岸線や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観及び丘陵山間部の樹林地など、里山里海の美しい自然環境を保全するとともに、地域資源として積極的に活用を図る。

カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

県都金沢市やのと里山空港へのアクセス性の向上、広域的な交流の促進に向けて、のと里山海道への連絡道路や周辺市町と連絡する広域幹線道路の整備を推進することにより、「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現を図り、広域交通のネットワーク化を図る。

また、市街地においては、住民がより充実した生活を送れるよう、歩行者・自転車に配慮した幹線道路及び生活道路のネットワークを形成する。

公共交通については、コミュニティバス等により、市街地内及び市街地内外を結ぶ移動環境の維持・向上を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

のと里山海道、一般国道 249 号は、金沢方面との連携や能登地域のネットワークを担う道路であるとともに、本都市計画区域内の各拠点を連絡する重要な路線として配置し、ネットワーク機能の充実を図る。

また、主要地方道志賀田鶴浜線（(都)上棚上野線）などは、一般国道 249 号とのと里山海道を連絡する道路として配置し、適切な維持管理や機能充実を図る。

特に、一般国道 249 号（(都)甘田直海線）については、地域の各拠点を連絡する重要な道路とし、ネットワーク機能の充実を図るとともに、中心市街地の商業・業務地の賑わい創出、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路の整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

ア) 志賀都市計画

	名 称	整備内容等
3・5・1	甘田直海線 (一般国道 249 号)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業と農業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標**(下水道)**

公共下水道などの整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針**(下水道)**

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域における公共下水道の整備区域は、市街地を中心に配置しており、整備が完了している富来处理区(160ha)、中央処理区(381ha)の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設**基本方針****(廃棄物処理施設)**

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、人々が集い活動を行うために、空き家等の既存ストックを活用して医療・福祉・商業などの都市機能を誘導するとともに、住民の生活様式に適合した都市基盤の整備や生活利便施設の拡充、既存商店街の活性化に資する整備を進める。特に、密集市街地においては、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の整備、災害時における避難場所の確保や避難地のネットワーク化を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

また、中心市街地の周辺部においては、豊かな自然や低未利用地をまちづくりに活用し、人々が自然とふれあい憩える空間の整備を推進するとともに、安全・安心な住環境整備を進め、魅力的でうるおいのある生活環境づくりを進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の海岸線の多くは「能登金剛」と呼ばれ、険しい断崖と荒々しい白波の迫力が多くの人々を引きつけている。また、東部のなだらかな丘陵地帯や酒見川河口一帯の増穂浦から内陸部への砂丘地、観光資源ともなっている海岸線など、変化に富んだ自然環境を有するほか、「能登富士」と崇められる高爪山は、荘厳な雰囲気漂わせている。これらに代表される豊かな自然環境は、今後とも保全・活用していく。

また、公園・緑地は、人々の健康や体力づくり、コミュニケーション等の日常生活における重要な空間として位置づけられることから、市街地における良好な居住環境の創出のためにも適正な公園・緑地の整備を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

能登半島国定公園に指定されている海岸沿いの保安林等は、良好な環境保全系統緑地として位置づけ、防風や飛砂防止のために保全・維持管理を適切に行うとともに、快適な海岸空間の維持に努める。

都市を取り巻く山地・丘陵地については、森林保全対策、野生動植物の生態系の維持などにより、森林環境を保全する。

河川においては、周辺の自然環境との調和を図りながら、住民に親しまれる水辺空間の創出に努める。

イ) レクリエーション系統

柴木総合公園は、レクリエーション機能を持つ総合公園として機能強化を推進する。

志賀の郷運動公園、せせらぎ自然公園は、スポーツやレクリエーションの拠点として、機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。西部丘陵総合公園については、周辺の自然環境を活用した整備を図る。

市街地では、子どもから高齢者まで誰もが安全で気軽に憩い、集える公園づくりに努める。

ウ) 防災系統

西山台防災公園や柴木総合公園については、災害発生時の避難地として、防災機能の充実を図る。

市街地においては、災害対策（避難路、避難場所の確保）と住環境の向上に向け、街区公園や地区公園等の適正な配置とネットワーク化を図る。

エ) 景観構成系統

能登金剛と呼ばれる海岸線や各所に点在する歴史・名称等の優れた地域資源をはじめ、河川の水辺景観、丘陵山間部の樹林地、低地の田園景観は、今後も保全・活用に努める。